

国自旅第622号

平成26年3月26日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局旅客課  
新輸送サービス対策室長

旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について

平成25年4月2日に策定した「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」では、一般貸切旅客自動車運送事業（以下、「貸切バス事業」という。）の運賃・料金制度について、安全コストが運賃・料金に反映される新たな制度に移行するとともに、時間・キロ併用制運賃計算方式へ移行することとしているところである。また、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「貸切バス事業者」という。）と運送申込者との間における書面取引の徹底を図るため、運賃・料金の内訳が記載された運送引受書の発行・交付・保存を徹底し、監査における重点的チェック対象とすることとしている。

貸切バス事業者は、運送を引き受けた場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第7条の2第1項各号に掲げる事項を記載した運送引受書を交付することとされているが、同項第7号の運賃及び料金の額についてその記載方法は、運送引受書の参考様式をもって明示しているところである。

新たな貸切バス事業の運賃・料金制度では、時間制運賃で計算された額とキロ制運賃で計算された額を合算する時間・キロ併用制運賃計算方式とすることとしているため、同プランに掲げられた上記の措置を確実に実施するためには、運賃、料金及び実費について区分して明示する必要がある。

このため、運送引受書の参考様式を別添のとおり改めることとしたので、新たな貸切バス事業の運賃・料金変更届出をした貸切バス事業者の運送引受書は、この参考様式により取り扱うとともに、新たな運賃・料金の実施予定日前に運送申込者と締結した運送契約等に適用する運賃については、従前の運賃・料金を適用することとしているため、運送引受書の備考欄に、旧運賃を適用した旨を記載するよう貴局管轄内の貸切バス事業者に対し、周知を図ることとされたい。

なお、公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。